

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱

制定 2 政第 423 号
令和 3 年 1 月 28 日
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 政第 424 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第 3 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第 2 第 1 に規定する事業の補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 1 の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとする。

(申請手続)

第 3 規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとする。

- 2 前項の申請書は、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 4 規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 大臣は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体(地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2及び3において同じ。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、当該補助事業の運営上、一般的な競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般的な競争若しくは指名競争による入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるこことし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの大蔵が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第 11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 4 号の概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第 12 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期の末日現在（第 4 四半期を除く。）において別記様式第 5 号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(実績報告)

第 13 規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第 3 第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第 3 第 3 項ただし書の規定に該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 3 第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 大臣は、第 13 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 大臣は、第 8 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における

対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させことがある。

(補助金の経理)

第 17 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第 18 事業実施主体(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による当該補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第 19 交付決定額の下限は、3,500 万円とする。

ただし、交付先が都道府県の場合、交付先の選定を公募により行う場合及び大臣が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(間接補助事業を行う場合)

第 20 間接補助事業を行う場合、事業実施主体に対し補助を行う者が事業実施主体に補助金を交付するときは、第 6 から第 19 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

別表1(第2、第9関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
国産農林水 産物等販路 多様化緊急 対策事業	<p>1 多様な販路の確立事業 事業実施主体が実施要綱に基づいて公募選定した事業実施者への補助に要する（1）から（4）までの経費</p> <p>(1) インターネット販売 ア 新規サイト構築等の取組 (ア) 事業に係る農林水産物又は加工品の送料（梱包材・冷媒費を含む。）、通信運搬費 (イ) 新規サイト構築等に必要な経費 イ インターネット販売事業者と連携した取組 事業に係る農林水産物又は加工品の送料（梱包材・冷媒費を含む。）、通信運搬費</p> <p>(2) テイクアウト・デリバリー等の活用 ア 交通機関等との連携による販路の確立 個々の飲食店、生産者等と交通機関等が連携し、デリバリーやテイクアウト等多様な販路を確立する取組に必要な経費 イ ウェブサイト等の活用による販路の確立 テイクアウト・デリバリー等で使用する農林水産物又は加工品の調達支援に係る経費</p> <p>(3) 創意工夫による多様な販路の確立 販促キャンペーン等创意工夫による販路の多様化の取組に要する経費</p> <p>(4) 学校給食、子ども食堂等への食材提供 ア 学校給食への食材提供 学校給食への農林水産物又は加</p>	定額 1/2 以内 定額 1/2 以内 1/2 以内 1/2 以内 定額	経費の欄に掲げる1と2の相互間における絏費の増減	1 事業の追加、中止又は廃止 2 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

	<p>工品の提供に要する経費</p> <p>イ 子ども食堂等への食材提供 子ども食堂等への農林水産物又は加工品の提供に要する経費</p> <p>2 多様な販路の確立に向けた取組支援 事業実施主体が実施要綱に基づいて 1の（1）から（4）までの事業を実施 するのに要する広告宣伝費、事業実施者の公募、選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等に係る経費</p>	定額		
--	---	----	--	--

別記様式第1号（第3関係）

令和〇〇年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和2年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

区分	補助金	備考
	円	
計		

記

(注) 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のI及びIIの記載は、省略するものとする。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

(注) 事業の目的及び事業の内容については、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画を添付すること。

III 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備考
		国庫 補助金 (A)	その他 (B)	
○○○事業	円	円	円	
※国産農林水産物等 販路多様化緊急対策 事業費補助金交付要 綱の別表1の区分の 欄に掲げる区分及び 経費の欄に掲げる事 業とその経費を記載 する。				
合計				

(注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。

2 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額し
た金額○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない
場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

IV 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
○○○事業費	円	円	円	円	
※国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。					
合計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日

VI 添付書類

1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあっては、これに準ずるもの）

2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの）

3 実施設計書

4 工事雑費内訳明細書（別紙）

※1 添付書類のうち、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略することができる。

※2 上記3・4の添付書類について、事業によって必要ない場合又は事業により作成するものは省略できる。

（別紙）

工事雑費内訳明細書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	○○○円 内訳 ○○会議出席 回数 ○回 人数 ○人 ○○指導 回数 ○回 人数 ○人	○○○円 内訳 ○○会議費 回数 ○回 人数 ○人 ○○説明会 回数 ○回 人数 ○人	○○○円 内訳 ○○会議費 回数 ○回 人数 ○人

（注）工種又は施設区分ごとに記入すること。

別記様式第2号（第7関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第11関係）

令和2年度第〇四半期国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出身〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、
下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定期日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況(令和〇年〇月末日現在)を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況(令和〇年〇月〇日現在)				備考	
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定期日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第12関係）

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出身 ○ ○ 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、令和〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定期月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号（第13第1項関係）

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。）

記

事業計画の承認申請にあたり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

- （注）1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付すること。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補 助 金 (A)	その他 (B)	
○○○事業 ※国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日 令和○○年○○月○○日

- 5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、3 経費の配分及び負担区分の「区分」欄の事業名とその経費を記載する。

- 6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 間接補助事業者に間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 4 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。

別記様式第8号（第13第3項関係）

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金について、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第18関係）

令和〇〇年度

農林水産省所管

令和2年度国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費補助金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

## 記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（）すること。